

主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

本件各抗告の趣意は、違憲（憲法三一条違反）をいうが、本件訴訟指揮に対する異議申立棄却決定のように、訴訟手続に関し判決前にした決定は、刑訴法四三三条一項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」にあたらないものと解するのが相当であるから（最高裁昭和二九年（し）第三七号同年一〇月八日第三小法定決定・刑集八巻一〇号一五八八頁参照。なお、所論援用の判例は事案を異にし本件には適切でない。）、本件各抗告は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五〇年一月二四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	林	益	三
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫